

小金井市と野村不動産ライフ&スポーツ株式会社との包括連携協定書

小金井市（以下「甲」という。）と野村不動産ライフ&スポーツ株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の活性化及び市民サービスの更なる向上を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) スポーツの振興及び健康の増進に関すること。
- (2) 子育て・子育て支援の推進に関すること。
- (3) 高齢者福祉及び障害者福祉に関すること。
- (4) 産業及び地域経済の振興に関すること。
- (5) その他地域の活性化及び市民サービスの更なる向上に資する取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。この場合において具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、第1項に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期

間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により更新しない旨の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密を、第三者に開示し、もしくは漏えいし、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年8月30日

甲 東京都小金井市本町6丁目6番の3

小金井市

代表者 小金井市長 西岡 真一郎



乙 東京都中野区本町一丁目32番地2号 ハーモニータワー15階

野村不動産ライフ&スポーツ株式会社

代表取締役社長 小林 利彦

